

平成16年改正法の施行状況について(報告)

平成16年改正法については、今月1日に、第3号被保険者期間に係る厚生年金の分割が施行されたことによって、基本的に、すべての改正事項が施行されている。残された課題として、基礎年金国庫負担の1/2実現への「特定年度」を定めるための法律の制定がある。

(主な改正事項と施行期日)

平成16年10月

- ・ 厚生年金保険料の引上げ
- ・ 基礎年金国庫負担割合の引上げ
- ・ 年金額の伸びの調整(マクロ経済スライド)
- ・ 給付水準50%の確保
- ・ 所得情報の取得
- ・ 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ

平成17年4月

- ・ 国民年金保険料の引上げ
- ・ 次世代育成支援の拡充
- ・ 60歳台前半の在職老齢年金制度の改善
- ・ 第3号被保険者の特例届出の実施
- ・ 若年者に対する納付猶予制度の創設
- ・ 厚生年金基金の免除保険料率の凍結解除
- ・ 厚生年金基金の解散の特例措置

平成17年10月

- ・ 確定拠出年金の中途引き出し要件の緩和
- ・ 企業年金のポータビリティの確保(年金通算措置)

平成18年4月

- ・ 障害基礎年金と老齢厚生年金との併給
- ・ 障害基礎年金等の保険料納付要件の特例措置の延長
- ・ 年金積立金管理運用独立行政法人の創設

平成18年7月

- ・ 多段階免除制度の導入

平成19年4月

- ・ 離婚時の厚生年金の分割
- ・ 遺族年金制度の見直し
- ・ 65歳以降の老齢厚生年金の繰下制度の導入
- ・ 70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整

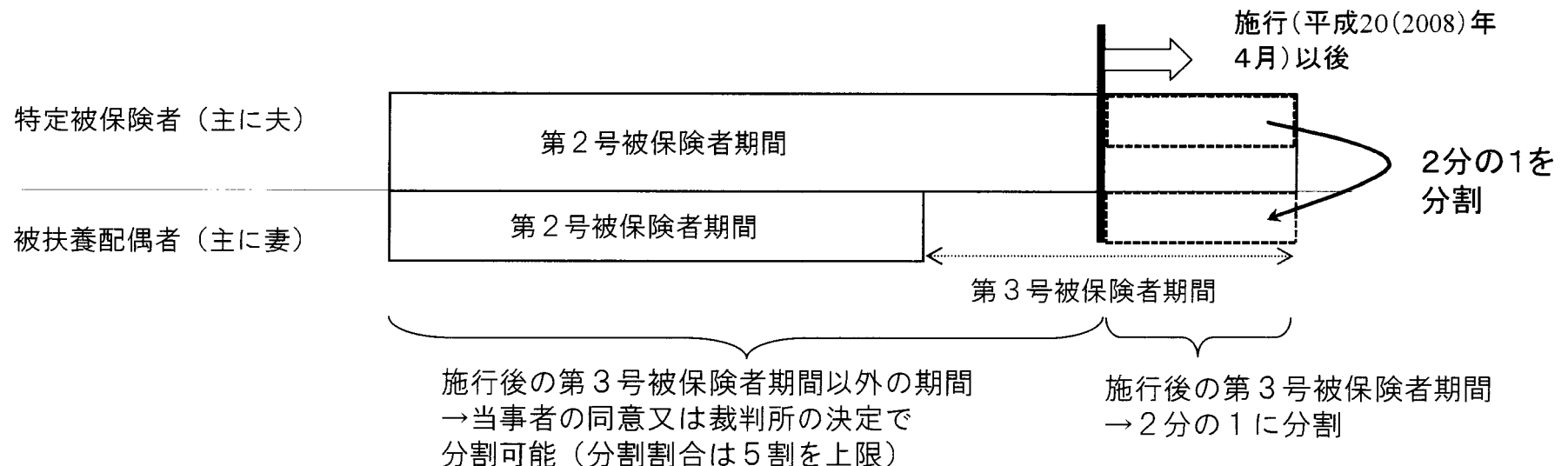
平成20年4月

- ・ 第3号被保険者期間に係る厚生年金の分割

第3号被保険者期間についての厚生年金の分割(平成20年4月施行)

- 被扶養配偶者(第3号被保険者)を有する特定被保険者(第2号被保険者)が負担した保険料については、夫婦が共同して負担したものであることを基本的認識とする。(法律上明記)
- 平成20年4月以降の被扶養配偶者の第3号被保険者期間については、以下の場合に、特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬を特定被保険者の第2号被保険者期間に係る標準報酬に、2分の1を乗じて得た額にそれぞれ改定及び決定(以下「分割」という。)することができる。
 - ① 離婚をしたとき ② 婚姻の取消しをしたとき ③ 事実上婚姻関係の解消をしたとき
 - ④ 特定被保険者が長期間にわたり行方不明の状態である場合など、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にある場合と認められるとき

【離婚した場合の厚生年金の分割のイメージ】



被用者年金一元化法案の状況について(報告)

法案の状況

- 被用者年金一元化法案は、昨年(2007年)4月13日、第166回通常国会に提出され、継続審議の取扱いとされており、政府としては、早期の審議・成立を求めて取り組んでいるところ。

(参考)法案の概要

- ・ 被用者年金の大宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一。
- ・ 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消。
- ・ 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一。
- ・ 事務組織については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上。
- ・ 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止。
- ・ 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。(文官恩給、旧三共済も同様)
- ・ 被用者年金制度の一元化の対象とする「被保険者」の範囲の見直し。(パート労働者に対する社会保険の適用対象範囲の拡大)
- ・ 企業年金に係る規定の整備等。

施行時期:

- ・ 原則、平成22年4月1日(一部は平成23年4月1日等)。
- ・ パート労働者に対する適用拡大については、平成23年9月1日。
- ・ 追加費用及び文官恩給の減額については、平成20年4月1日。

企業年金における住所管理対策について

平成20年4月

企業年金における住所管理対策として、本年4月から次の措置を講じた。

1. 社会保険庁から厚生年金基金等に対する情報（平成20年3月4日通知発出）

厚生年金基金及び企業年金連合会は、未請求者の裁定請求の勧奨等を行うため、社会保険庁から、

- ① 4月から厚生年金の受給者の住所情報
- ② 10月から厚生年金の被保険者、受給者及び新規裁定者の住所情報の提供を受けることができることとする。

2. 厚生年金基金等における住所管理の徹底（平成20年3月28日省令改正及び通知改正）

（1）厚生年金基金

① 加入者の住所管理

基金が住所管理することとする。なお、事業主に住所管理させることとしても差し支えないが、この場合には、基金は事業主の住所管理状況を定期的に確認することとする。

② 待期者の住所管理

基金は、加入員であった者（待期者）に住所変更があったときに変更届を提出させるなど、待期者の住所管理を確実にすることとする。

※ 確定給付企業年金についても同様の措置を講じた。

（2）企業年金連合会における住所管理

連合会は、中途脱退者等に住所変更があったときに変更届を提出させるなど、中途脱退者等の住所管理を確実にすることとする。

厚生年金受給者の住所情報の提供

実施時期：平成20年4月～9月

厚生年金基金及び企業年金連合会において60歳以上の住所不明者を抽出（随時）。
厚生年金基金は、連合会経由で基金番号、基礎年金番号、氏名、性別、生年月日の登録により照会依頼。

【企業年金連合会】
基金より提供された記録と併せ、社会保険庁に照会（毎月）

照会

【社会保険庁】
社会保険庁の記録から、住所情報及び死亡情報を抽出

提供

【企業年金連合会】
基金分と連合会分を振り分け

【厚生年金基金】
社会保険庁から提供された情報に基づき裁定請求を勧奨

【企業年金連合会】
社会保険庁から提供された情報に基づき裁定請求を勧奨

厚生年金の厚生年金基金加入者等の情報提供

実施時期：平成20年10月～

厚生年金基金及び企業年金連合会において住所不明者の加入員、加入員であった者（待期者）、受給者を抽出（年2回）。
厚生年金基金は、連合会経由で基金番号、基礎年金番号、氏名、性別、生年月日の登録により照会依頼。

【企業年金連合会】
基金より提供された記録と併せ、社会保険庁に照会（毎月）

照会

【社会保険庁】
社会保険庁の記録から、住所情報及び死亡情報を抽出

提供

【企業年金連合会】
基金分と連合会分を振り分け

【厚生年金基金】
社会保険庁から提供された情報に基づき裁定請求を勧奨

【企業年金連合会】
社会保険庁から提供された情報に基づき裁定請求を勧奨